

令和7年1月9日

労働保険特別加入事業所 各位

桜川市商工会労働保険事務組合
代 表 皆川 光吉

労働保険特別加入者の日額変更・3月末脱退手続きについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、労働保険特別加入者の**日額変更又は3月末での年度末脱退を希望**される方は、

令和7年3月24日（月）までに商工会へご報告をいただきますよう宜しくお願い致します。

また、**届出が4月以降に遅れた場合は、年度が変わっても処理月（脱退・日額変更手続きを労働局に提出した月）までの保険料が徴収**されます。なお、事務委託解除等自動消滅事由・労働者となったなどで特別加入者としての資格を喪失した場合におきましても、届出が遅れた場合はその理由を明記し、異動の事実（異動日）を証明できる書類を添付することが必要となりますのでご注意下さい。

敬具

◆給付基礎日額を変更したい時には・・・

- ①年度中（～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」により翌年度（4月）から変更することが出来ます。
- ②労働保険の年度更新期間中にも変更することが可能です。（6月1日～7月10日までの間）
※ただし、給付基礎日額の変更申請書を提出する前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額の変更は認められません。

◎特別加入脱退・日額変更等に関する注意事項

- 脱退・日額変更する場合は当商工会まで必ずご連絡ください。
- 遡っての脱退・日額変更はできません。
- 脱退日を含む月まで特別加入保険料が発生します。
- 年度途中の特別加入脱退の場合は、労働保険料を月割りで返還致します（次年度の年度更新時に精算・返還）
- 上記、①②の期間以外の年度途中での日額変更はできません。